

古賀市景観審議会第2回会議（要約筆記）

【会議の名称】古賀市景観審議会第2回会議

【日時・場所】令和元年6月26日（水）14時～
古賀市役所第1庁舎4階 第2委員会室

【議事】

諮問第1号「古賀市屋外広告物条例の施行に伴う、屋外広告物に対する規制の基準及び適用除外の基準並びに許可基準について」

【傍聴者】0人

【出席委員等】

委員：日高圭一郎会長、小田恵美子副会長、松山祐子委員、
筒井政直委員、中尾伸一委員、伊津野淳子氏（原田昌宏委員の代理）

事務局：建設産業部長河北吉昭

都市計画課開発指導係長西村秀隆、宮寄弘人主事、永淵仁美主事

その他：雨宮奈津子氏（福岡県屋外広告物担当）

【欠席委員】秦康晃委員

【配布した資料の名称】

- 1.古賀市景観審議会第2回会議資料一覧
- 2.古賀市景観審議会委員名簿
- 3.次第
- 4.諮問書（諮問第1号）
- 5.福岡県の屋外広告物ルールと適正化方針（一部抜粋）資料1
- 6.古賀市屋外広告物の手引き資料2
- 7.屋外広告物基準 他自治体比較表資料3

【会議の内容】

- 1.開会
- 2.会長挨拶
- 3.審議会の成立報告

4.議事

諮問第 1 号「古賀市屋外広告物条例の施行に伴う、屋外広告物に対する規制の基準及び適用除外の基準並びに許可基準について」

(日高会長)

事務局より内容説明をお願いいたします。

(西村係長)

—諮問第 1 号を朗読—

(宮寄)

諮問第 1 号別紙 1 をご覧ください。

(1) から (13) までの項目があり、(1) から (12) は、屋外広告物を設置することができない地域に設置できる屋外広告物や、許可を受けることなく設置することができる屋外広告物など、適用除外についての基準となります。

(13) は、屋外広告物の種類や規格についての基準となります。

別紙 1 のうち先に (13) の屋外広告物の種類、規格について先に説明させていただきます。

(13) については、諮問第 1 号別紙 2 をご覧ください。

(1) から (12) までの屋外広告物の種類に分け記載しています。

内容につきましては、**資料 2**、**資料 3**、参考写真を用いて説明いたします。

まず、説明に入る前に、古賀市で屋外広告物条例を定めることとなった経緯について説明いたします。

古賀市では、地域の住民が日常的に目にする生活景観を守るため、景観に関する方針とそれに向けた基準、推進していくための方策を定めた景観計画を策定しました。

屋外広告物は、店舗や道路沿いなど日常的に目にする、景観の一部であり、生活景観を構成する重要な要素であることから、景観計画には、屋外広告物の表示制限に関する内容を示しています。

古賀市では、景観計画に即する規則を定めようとしており、今ある生活景観を守り、屋外広告物が無秩序に設置されないようにするため、一定の基準を設けたいと考えています。

ネオンや動画を伴う屋外広告物や色彩に関しては、屋外広告物の面積を抑えることにより、抑制していきたいと考えています。

ただし、屋外広告物許可申請の際には、景観計画に定めているとおり周囲の景観と調和するよう努めていただくため指導してまいります。

次に屋外広告物規制地域図について説明いたします。

【資料 2 「2 ページ」を用いて説明】

禁止地域は赤枠、第 2 種許可地域（商工業系の地域）は黒枠、第 1 種許可地域（住居系の地域）は赤枠、黒枠以外の部分とし、古賀市では 3 つの地域に分けています。

禁止地域とは、基本的に屋外広告物を設置してはならない地域です。

それでは、諮問第1号別紙2について説明いたします。

【資料2、資料3、参考写真を用いて説明】

(日高会長)

ご質問やご意見がある方は挙手をもって発言をお願いいたします。

(中尾委員)

屋外広告物の安全基準や安全点検が重要で、屋外広告物の更新とは別に1年毎に現況写真を提出させることも必要ではないか。また、未申請の屋外広告物をどのように把握しているのか。

(宮寄)

屋外広告物の管理としましては、毎月1回市内を巡回し、違反広告物の簡易除却を行っています。

除却作業には古賀市路上等違反広告物追放推進団体にも協力をいただいています。

違反広告物の調査を平成24年に実施し、国道3号線では198件、国道495号線では285件、筑紫野古賀線では269件の屋外広告物について、指導しています。平成30年3月末時点では、国道3号線では25件、国道495号線では32件、筑紫野古賀線では19件まで減少し、概ね90%程度解消できています。

今後も違反広告物の調査や除却、安全点検の実施を継続していきます。

1年毎の屋外広告物の写真の提出等につきましては、今後、運用の中で検討していきたいと考えております。

(中尾委員)

自家用広告物等の許可不要基準である15㎡以内という基準を変更する予定はありますか。

(宮寄)

基準を変更する予定はありません。

(松山委員)

壁面広告に面積制限を設けないと独立広告より面積の大きい屋外広告物が設置されないか。

また、壁面広告の面積算定で文字だけで算定するのか全面で算定するのか判断も必要では。

(宮寄)

一定の面積制限を設けた場合、大きな建築物には屋外広告物が小さすぎたり、小さな建築物には屋外広告物が大きすぎたりする問題が生じるため、面積制限ではなく建築物の壁面面積に対する割合という基準を設けることとしました。

(西村係長)

補足をさせていただきます。

壁面広告の考え方ですが、文字の部分に対し面積の算定を行い、それ以外の部分は景観のことを考えて指導していきます。

(小田副会長)

屋外広告物の制限について、法律的な観点からすると憲法上、国民に保障された表現の自由や土地をどのように自由に使うのかというものの制限となります。

しかし、公共の福祉のために、どの自治体も制限をかけているのが現状です。

今は、国民の自由と公共の福祉のバランスをとっている段階にあると認識しております。

久留米市では、高さや面積制限が厳しい基準であるが、相互間距離については制限がない基準であり、すると古賀市の相互間距離の基準は厳しく思われ、土地が小さい場合、屋外広告物を建植し、収益を得ることの自由を阻害する可能性がある。

この基準に合理性がどの程度あるのかについては、法律家として少し気になりました。

他自治体を参考に 5 メートルという数字が出てきたのかなと思いましたが制限する理由としては不足するかもしれないなと思います。

土地の所有者から制限について訴えられたときに微妙な基準かと思いました。

(宮寄)

相互間距離につきましては同一地番内に併設する場合に限定しています。

基準につきましては、他自治体基準も参考にしており、第 2 種許可地域では広告需要を考えつつ、最低限少しは離して設置してほしいというところで基準を設けています。

第 1 種許可地域では生活景観に配慮することも目的にしています。

横並びに建植した場合の自然災害等による倒壊する危険性にも考慮したところです。

(小田副会長)

独立広告の面積で、第 1 種住居地域 30 m²以上、第 2 種許可地域 50 m²以上の実態は。

(宮寄)

【参考写真を用いて説明】

第 1 種許可地域で 30 m²以上の屋外広告物は 1 件、第 2 種許可地域で 50 m²以上の屋外広告物は 1 件です。

(小田副会長)

第 2 種許可地域に 50 m²以上の屋外広告が実際に存在し、クレームも出ていないのであれば、50 m²以内の基準を定める必要はあるのか。

(日高会長)

既存不適格となる件数を教えてください。

(宮寄)

第 1 種許可地域の面積基準では 1 件、第 2 種許可地域の面積基準では 1 件、第 1 種許可地域の高さ基準では 12 件、第 2 種許可地域の高さ基準では 2 件、許可している広告数は 973 件です。

(伊津野氏)

独立広告の相互間距離は、地番の違う土地に隣り合うように建植する場合は関係ないのか。倒壊などについては大丈夫なのか。

(宮崎)

自主管理に努めていただきます。安全点検のことを考えると隣り合うように隙間なく建植することはないと考えています。

—質疑をいったん終了—

(日高会長)

諮問第1号の適用除外について説明をお願いいたします。

(宮崎)

諮問第1号別紙1をご覧ください。

それでは、諮問第1号別紙1について説明いたします。

【別紙1、資料1を用いて説明】

(日高会長)

ご質問やご意見がある方は挙手をもって発言をお願いいたします。

(日高会長)

適用除外は、許可不要の場合、届出も不要なのか。

(宮崎)

はい。

(日高会長)

行政が把握できない屋外広告物があるのでは。

(中尾委員)

工作物の確認申請で確認できる屋外広告物は安全管理できるが、確認申請に該当しない小さな屋外広告物を把握するためにも許可不要の場合でも届出が必要となるような規制としてではないが安全点検の制度が必要だと思う。

(日高会長)

安全点検を義務付けるためにも名簿が必要ということですね。

(中尾委員)

看板が落下し、死亡事故が発生してから国では屋外広告物の安全点検への機運が高まっている。

福岡市の現状は市内の屋外広告物の7割程度は未申請の状態である。

自家用広告物等の許可不要の基準を15㎡ではなく10㎡にすることでかなりの数が規制の対象となり、安全点検も確認できより良い状況となる。

(日高会長)

適用除外の基準を下げることにについていかがですか。

(西村係長)

自家用広告物等の許可不要の基準を 15 m²から変えることは難しいと考えています。

少し話は変わりますが、地震によるブロック塀倒壊が原因の死亡事故が起きてからブロック塀の撤去の啓発を行っています。ブロック塀が倒壊し事故が起きた場合、所有者の責任になることについて周知した経緯もあります。

屋外広告物についても同様に自主管理が必要で、新たな基準について周知を行う際に併せて周知していく予定です。

また、古賀市全域の現地調査も行う予定です。

(日高会長)

設置者とは適用除外でも屋外広告物を設置した人ということですか。

(宮崎)

はい。

(日高会長)

許可が必要か関係なく屋外広告物を設置した場合には管理義務が生じるということですね。

(宮崎)

はい。

(日高会長)

その他、ご意見やご質問はございませんでしょうか。

ご意見として、自家用広告物等の適用除外の基準について、屋外広告物を把握し安全性の確保を図るためにも面積 15 m²以下の基準を設けるかどうか。壁面広告の面積基準を設けるかどうか。独立広告の面積基準と相互間距離について合理性を深めるかどうか。3点の意見が挙がっています。

他にご意見やご質問がないようでしたら諮問第 1 号に関する審議を終了した上で採決を採りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(河北部長)

諮問第 1 号の内容につきましては、まずは、今ある古賀市の生活景観を守っていくための基準と考えていただきたい。

また、既存不適格となるような屋外広告物については 10 年間の経過措置の中で改善していただくよう指導を行い、新たに設置される屋外広告物についての制限であるということと考えていただきたい。

(日高会長)

諮問第 1 号「古賀市屋外広告物条例の施行に伴う、屋外広告物に対する規制の基準及び適用除外の基準並びに許可基準について」賛成される方は挙手願います。

— (5名中4名挙手) —

(日高会長)

5名のうち4名が賛成ということでしたので、諮問第1号について賛成することとなりました。

答申書の作成につきましては、私に一任していただいでよろしいでしょうか。

— (異議なし) —

(日高会長)

それでは答申書を作成の上、古賀市景観審議会第3回会議にて提出をいたします。

以上をもちまして審議会を終了いたしますが、今日の審議で課題が多いということがわかりましたので今後、運用の中で解決できるものや条例、規則を改正する必要がでてきた場合には検討が必要だという感想を持ちました。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

5.閉会